

《卒業の認定に関する方針》 学則より抜粋

第 2 章 課程、学科、修業年限、定員、学期、授業期間、  
授業時間及び休業日

「課程、学科、修業年限、定員」

第 5 条 本学院の課程、学科、修業年限及び定員は次の通りとする。

課程別	学科別	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員
医療専門課程	第一理学療法学科	昼間	3年	40名	120名
	第二理学療法学科	夜間	3年	40名	120名

第 7 章 進級、留年および卒業

「卒業」

第 38 条 本学院を卒業するためには、第 5 条に規定する修業年限以上在籍し、別紙の卒業要件を満たす単位を修得しなければならない。

2. 卒業の要件に関わる臨床総合実習科目の単位認定およびその他の必要事項は別に定める。
3. 学院長は、第 1 項の卒業の要件全てを満たした者に対し、卒業を認定し、卒業証書を授与する。
4. 学院長は、前項により卒業の認定をした者に対し、第一理学療法学科（昼間部）及び第二理学療法学科（夜間部）の者に専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

(別紙「第 38 条関係」)【令和 2 年 4 月以降の入学者】

## 卒 業 要 件

教 育 内 容 分 類		単 位 数	
		昼間部	夜間部
基 礎	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	1 4	1 4
専門基礎	人体の構造と機能及び心身の発達	1 3	1 3
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	1 5	1 5
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	4
専 門	基礎理学療法学	8	7
	理学療法管理学	2	2
	理学療法評価学	7	7
	理学療法治療学	2 3	2 3
	地域理学療法学	4	4
	臨床実習	2 1	2 1
合 計		1 1 1	1 1 0